

第19期

第17回

# 総会議事録

令和4年9月20日

郡山市農業委員会

- 開催年月日 令和4年9月20日(火)
- 開催場所 特別会議室、田村行政センター、西田行政センター、中田行政センター
- 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	欠席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

- 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨  
 【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治  
 【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡  
 【庶務係長】 佐々木 佐保里

- 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

- 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時20分

8. 閉会宣言 15時10分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

岩崎 幸夫

---

署名人

藤田 稔

---

事務局	<p>ただいまより、第17回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員と中尾 一明委員、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。皆さん、ご苦労様です。</p> <p>うれしい話が2つあります。推進委員の影山 和雄さんが県農業賞を2日に受賞されました。</p> <p>もう一つは遠藤 昭夫さんがまもなく献上米の収穫をするそうです。残念な知らせは小林正一郎委員が手術しました。</p> <p>これから農作業が忙しくなりますが、健康管理と事故には充分注意して農作業していただきたいと思います。</p> <p>慎重審議をお願いしまして、挨拶といたします。</p> <p>よろしく願います。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>2番 岩崎 幸夫 委員</p> <p>11番 藤田 稔 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業経営の移譲、農業経営の継承です。</p> <p>受け人と両親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について、付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>9月6日に農業委員会会議室において、佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>始めに、私から職員に下限面積に達していないのではないかと質問しました。答えは社会福祉法人等による業務施設は</p>

	<p>例外が認められるとのことでした。</p> <p>農機具は貸人から借りて、施設職員と利用者5名で          水稲を栽培します。将来は畑を借りたいとの希望もありました。</p> <p>調査の結果、地域との調和要件を満たしており          許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について          許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。          伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田3番について、調査の結果を報告いたします。          渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>9月6日に農業委員会会議室において、佐久間会長、吉田職代と          事務局職員ともに事前審査会を行いました。</p> <p>農機具については、本人の勤務先より借り受け、          農作業は親戚である地元農家の指導を受けながら行うとのこと          で農機具の貸借契約書が添付されております。</p> <p>これらの申請について、現地調査をしましたが、          きれいに管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件等に問題はありませんでした。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われますが          ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬4番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 9月16日に現地調査をしました。申請地は空き家に付随した農地で、適正に管理されておりました。 受け人は会津若松市農業委員会より耕作証明書が発行されており、農業者に認められております。 取得後の管理は、本人が行います。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われますがご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、5番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。</p>

	<p>この農地について、現地調査をしましたが、          周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、          地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に          該当する事項はありませんでしたので          許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、          ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番 1件について、          許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、          許可と決します。</p> <p>次に、6番 1件について、付議いたします。          北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南6番について、調査の結果を報告いたします。          渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。          申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>9月6日に事務局会議室において、佐久間会長、吉田職代と          事務局職員ともに事前審査会を行いました。</p> <p>物件は空き家に付随した農地で、建物及び農地を取得する          ものです。受け人は不動産会社の役員ですが、農作業歴は10年で          現在は家庭菜園を目的とした農作業に、年間180日間、妻とともに          従事しています。</p> <p>近年、本人が勤務する会社で農地付き空き家の相談が増え          自身が農作業をしていることもあり、空家バンクを利用して          遊休農地の解消と有効活用の促進を図りたいとのことです。</p> <p>取得後は引き続き自家用野菜の栽培を、妻とともにやり          良品質の生産物ができた場合には農産物直売所への          出荷も予定しています。</p> <p>耕運機等の農機具は現在、リースで使用していますが          今後もリースで行います。</p>



	<p>申請地には、農業用倉庫が2棟、建っていますが 2 a 未満の転用許可不要の農業用施設であり、それ以外の用途で使用することは違反になることは承知しています。</p> <p>また地域の農地利用調整に協力及び参加し、防除基準を遵守し、近隣住民との交流を活性化させる意向です。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんがご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業用倉庫、駐車場で追認案件です。</p> <p>申請人が物心ついた頃から、倉庫及び車庫として利用されてきました。</p> <p>今回、別件の申請で発覚し、農地転用がなされていないことが判明したものです。申請地は自宅敷地に隣接しており周囲に日陰等の影響を及ぼす恐れはないと判断しました。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>タブレット内の資料「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>そのほかの事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は発掘調査に伴う従事者の休憩所及び駐車場です。</p> <p>田村町正直地内の古墳発掘調査のためのプレハブの休憩所、トイレを整備するものです。申請地は以前にも発掘調査のため転用され、終了後は元に戻されています。</p> <p>周辺農地に影響はなく、許可相当と思われますが許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置そのほかの一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>そのほかの事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は一般住宅です。9月14日に現地調査をし、 お話を聞いて来ました。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。申請地は 2筆ありますが、建築予定地への進入路としての利用です。 申請人は現在、市内の借家に妻と子供と3人で</p>

	<p>生活していますが、子供の成長に伴い、手狭になり妻の実家近くに住宅を建築し、妻の実家の農作業をサポートしつつ、両親に協力してもらいながら育児に専念できるようにと考え、今回の申請に至りました。</p> <p>敷地内には砂利を敷き、法面には保護工を行い、土砂の流出を防ぎます。雨水は浸透柵を設置し、地下浸透します。汚水は合併浄化槽で処理後、北側排水路に排出します。</p> <p>申請地の北側は農道、西側・東側・南側は農地ありますが高低差があるため、集団性を損なうものではありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カ-イで、第2種農地の転用は申請地のほかに適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>そのほかの事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p>

	<p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が受け人の会社の代表取締役になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	農用地利用集積計画については、所有権移転2件の申請があり現地調査及び審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番と2番の2件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について承認と決します。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する)
議長	<p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	田村1番について、調査の結果を報告いたします。

	<p>変更前、変更後の内容は記載のとおりです。変更の理由は一時転用期間の延長です。この案件は4月18日開催の第11回総会の議案第2号で許可したものです。</p> <p>当時は林地開発許可が4月になる予定でしたが、県の許可が遅れたために、今回の申請になりました。</p> <p>8月24日に県の許可が下りています。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>日和田1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。目的は地目変更です。</p> <p>事務局と9月1日に現地調査をしました。現地は立木が生い茂り相続により得た土地ですが、既に現況に近い状況で一人では復元が不可能だったそうで、現在は高齢になり、なおさら困難になったため、地目変更したいとのことでした。</p> <p>農地に復元することは難しいと判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、</p>

	非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条 第2項第5号の別段面積の指定について」を 議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>申請人、農地、宅地の表示は記載のとおりです。 申請地は空き家に付随しており宅地を通らなければ 行けない農地で、現在耕作されていません。</p> <p>今回、空き家の売却により農地が袋地になってしまうため いっしょに売却したいとのことでした。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱 第5条各号の事項を全て満たしているため、別段の面積を 適用することは相当と考えますが、ご審議のほど よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議 長	<p>1番 1件について 別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて議案第8号「令和5年度郡山市関係行政機関等に対する 意見の提出について」を議題といたします。</p> <p>この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で 事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から 報告を求めます。</p>

鈴木 光 委員長	<p>農業委員会等に関する法律第38条に基づき、郡山市長に提出する「関係行政機関等に対する意見」の具体的な内容につきましては、6月の農業相談日に、各地区のご意見を集約していただきました。</p> <p>その後、それらの意見をもとに7月13日に推進委員の中から選出された8名の検討委員による検討、7月28日に農地利用最適化推進委員会議で推進委員全員による事前検討を行い、「議案第8号別紙」のとおり、意見書の案を取りまとめました。</p> <p>内容につきましては、事務局から説明いたしますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	次に事務局の説明を求めます。
事務局	<p>1 ページの前書きにつきましては、「ウクライナ情勢による原油・原材料の高騰、円安に伴う物価高騰等」や「みどりの食料システム法」の施行、本年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の一部改正、本市の「第四次郡山市食と農の基本計画」等について、記載しました。</p> <p>次に、計画全体の構成についてご説明いたします。</p> <p>意見書の大項目は、直近の課題として</p> <p>「1 原油価格・物価高騰等に対する対策」、 農地利用の最適化の三本柱である</p> <p>「2 農地利用集積・集約化対策」、「3 遊休農地対策」、 「4 担い手の育成・支援対策」、</p> <p>そして、本市農業全般の諸課題に対する項目として</p> <p>「5 農業振興対策」、以上5つの大項目といたしました。</p> <p>次に内容をご説明いたします。</p> <p>2 ページの「1 原油価格・物価高騰等に対する対策」につきましては、最近の原油価格の高騰や円安の進行により飼料、肥料原料、化石燃料の高騰が農業経営全般を圧迫しており農業者が再生産への意欲を失いかねない状況であることから農業者への支援を求めるものであります。</p> <p>(1) については、国や県においてさまざまな支援事業を実施することが見込まれますが、それらの各事業を支援対象となる全ての農業者が活用できるよう</p> <p>①農業者へのわかりやすい情報提供</p>



②事業申請に係る支援を要望するものです。

(2)については、国、県の対策事業の内容を踏まえ、それらを補う市独自の支援策を検討し、実施するよう要望するものです。

(3)については、国への働きかけとして、燃油や肥料、飼料、農業用機械など、農業生産に必要な資材の価格低減対策等の実施を、強く国に対して求めるよう要望するものです。

次に「2 農地利用集積・集約化対策」につきましてはこれまで地域の農業を支えてきた方達が高齢化する中で、地域の農地を維持することが難しくなっており、維持するためには、これから地域農業を担う、担い手への農地の集積・集約化の促進による農畜産物生産の効率化を要望するものです。

(1)については、本年5月に成立した改正農業経営基盤強化促進法により、10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示した「目標地図」を含む「地域計画」を、市町村は今後2年間のうちに策定することになりましたので、現在「人・農地プラン」の未策定地区につきましても、早急に「地域計画」作成を進める必要があります。

そのため

①市内の農業者に対する「地域計画」策定に向けた取り組みの周知

②市における積極的な策定を要望するものです。

(2)については、「目標地図」の素案作成が改正基盤強化促進法において、新たに農業委員会の事務として位置づけられたことを受け、その実施のためには地域の農業者の意向把握などにマンパワーを必要とすることから、十分な体制の確保を要望するものです。

次に「2 遊休農地対策」につきましては、耕作条件が不利で担い手が敬遠しがちな農地はどうしても耕作放棄が進行しがちであるため、条件整備を求める意見が各地区から多く出されました。

(1)の①「地域の状況に合わせた事業の実施」は、所有者、耕作者の意向を反映させた条件整備で、規模の大きな基盤整備事業だけでなく、地域の状況に合わせた簡易な事業も

対象として実施するよう要望するものです。

②「農家負担の少ない事業」は、昨年度の要望に対し、農林部から回答があった「農地中間管理機構関連農地整備事業」や「農業競争力農地整備事業」は、その要件である中間管理事業の利用や集積・集約化率の達成が厳しく、農家にとって活用が難しいことから通常の圃場整備における農家負担分を軽減する市独自の支援を要望するものです。

(2)の①は、本市の東部地区で実施されている牛井チェーン店との玉ねぎの契約栽培について、今後はほかの作物についても調査研究し、遊休農地の解消と農家経営の安定に向けての取り組みを要望するものです。

②は、昨年は薬用作物について学術機関との連携を要望し、市から奥羽大学薬学部と連携しているとの回答がありました。同様の取り組みを、油料作物や緑肥作物についても進めることを要望するものです。

次に「4 担い手の育成・支援対策」につきましては、将来にわたって地域農業を担う担い手への取り組み支援を要望するものです。

(1)は、新規就農者への支援、(2)は現在活躍している担い手への支援要望です。

(1)の①は、新規就農者が求める支援制度や栽培技術に関する情報は既に多く発信されておりますが、そうした情報が新規就農者に届くよう、よりわかりやすい形での発信を要望するものです。

②は、本市では園芸振興センターにおいて、園芸作物についての研修を実施しておりますが、水稻や畜産等の分野においても国や県の研修体制の活用を含めた研修環境の整備を要望するものです。

③は、市外からの就農希望者の確保に向けた支援取り組みの充実を要望するものです。

(2)は、既に活躍している担い手の経営安定化のため、県内各市町村で助成している収入保険の保険料について市の助成による加入支援を要望するものです。

次に「5 農業振興対策」につきましては、本市の持続可能な

農業発展のための諸課題に対する支援要望です。

(1) 農業のDX化は、昨年度、大項目として掲げたデジタル技術の活用の要望です。

①「アグリテック普及推進事業」は、事業の更なる普及・浸透を要望するものです。

②の「デジタル技術を農業者が体験できる機会の創出」は多くの農業者がそれぞれの生産現場の中で、デジタル技術を体験し、そのメリットを実感できる研修会等を要望するものがあります。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として農産物全般で売上が回復していないことから継続して要望するものです。

(3) 原子力災害対策については、市独自の取り組みを求めるのではなく、「市が東京電力に対して賠償の継続を要請すること」を要望するものです。

(4) 気候変動対策については、各地区からの意見に基づき、

- ①田んぼダム導入の推進
- ②被災した場合の速やかな農地の復元、復旧
- ③気候変動に対応した栽培技術の研究・指導
- ④「みどりの食料システム戦略」の推進

の4項目を要望します。

(5) 鳥獣害防止対策については、

①の有害鳥獣捕獲組織への支援や③の電気柵等の防護柵設置への助成の拡充のほか

②として、罾にイノシシ等がかかった際にセンサーが感知し、メールで知らせる「スマートトラップ」などのICT機器活用による捕獲隊の負担権軽減を要望するものです。

事務局の説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの鈴木 光一委員長からの報告及び事務局の説明に対しご意見、ご質問等ございませんか。松川 延安委員。

松川 延安  
委員

文章に対してではないのですが、2番の農地利用集積・集約化対策について 農業経営基盤強化促進法の人・農地プランの

	策定だと思いますが、今後地域で策定が義務付けられるが具体的にどのような形で、地域単位ですから区長ですか、地域の長に説明して動かすことが重要だと思いますがどのような方法でこれを推進していくのか、お伺いします。
議 長	事務局。
事務局	地域計画策定の進め方につきましては、国の説明会が重ねて開催されておりまして、具体的に地域計画をどのように作るべきか、現時点で全体像が見えない状態です。 今後、説明会を聞きながら地域計画策定の担当である農林部農業政策課と相談しながら進めて、もう少し明確になった時点で委員の皆さんに説明したいと思えます。以上です。
議 長	よろしいでしょうか。
松川 延安 委員	はい、ありがとうございました。 情報が入れば、教えていただきたいと思えます。
議 長	ほかに、ございませんか。須永 静夫委員。
須永 静夫 委員	説明が非常に良くて、わかりやすかったと思えます。 文書には市独自の予算とか、園芸振興センターとか、市の支援とかいう言葉がないにもかかわらず、説明にはあった。 せっかくなので、入れたほうがより具体的かなと思えます。 要望です。
議 長	事務局。
事務局	当日の意見の提出の説明内容につきましては、ご意見を踏まえまして調整させていただきたいと思えます。
議 長	よろしいでしょうか。
須永 静夫 委員	はい。
議 長	ほかに、ございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり決めます。 以上で、議案第8号を終わります。  続いて議案第9号「本県農業の発展に向けた要請

	<p>(組織検討)について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事前にお配りしておりました議案第9号別紙の最終ページに 県農業会議から会長あての文書の写しを添付しましたので ご覧ください。</p> <p>県農業会議より、本年12月1日に開催される予定の本県選出 国会議員への要請集会において、「本県農業の発展に向けた要請」を 行うために、その要請内容について農業委員会で検討するよう 依頼がありました。</p> <p>議案第9号別紙は、県農業会議が作成した要請の 検討素案となっております。</p> <p>この検討素案は、県農業会議が県内各市町村の農業委員会から 6月に「意見の提出に向けた令和4年度農業施策に関する要請・要望 事項」の報告を受け、その内容を基に作成したものです。</p> <p>本市の要請・要望事項は、6月総会で承認をいただき 県農業会議へ報告しております。</p> <p>本議案はこの検討素案に対し、本市農業委員会として 意見を付す点があるかどうかお諮りするものです。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に対し ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第9号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による 農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から2番までの 3件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p>

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から20番までの20件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり、1番1件について、

郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理をしたので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番1件について通知書の提出があったので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「相続税の納税猶予に関する適格証明書について」 次のとおり1番1件について農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。

報告第5号を終わります。

ただ今の第1号から第5号までの報告について御質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。次にそのほかですが情報委員会に関して、吉田直衛委員から説明があります。

吉田直衛  
委員

8月18日に開催しました情報委員会において、今年度も「全国農業新聞1委員3部以上普及」の目標としました。本日、新聞購読普及についての依頼文を配布しましたのでご確認ください。

10月は普及推進月間になっておりますので、積極的な普及活動を

	お願いいたします。
議 長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	そのほかございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第17回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

## 第17回総会（令和4年9月20日開催）の概要

第3条 農地の異動は

6件で、田 23, 384㎡ 畑 3, 373㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農業用倉庫、駐車場でした。

第5条 農地の転用は

2件で、一般住宅1件、一時転用1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。